

不動産取得税（県税）

土地・家屋など不動産の取得に対してかかります。

◆納める人

土地や家屋を売買、交換、贈与、建築（新築・増築・改築）などにより取得した人に1回限り課税されます。この場合の取得は、有償、無償、登記の有無は問わず、その不動産の所有権を現実に取得することをいいます。

◆納める額

$$\text{不動産の価格(課税標準額)}^* \times \text{税率} = \text{税額}$$

【税率】

不動産の取得日	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
平成20年4月1日から平成30年3月31日	3%	3%	4%

※平成30年3月31日までに宅地及び宅地並評価土地等を取得した場合は、「不動産の価格×1/2」を課税標準額とする特例措置があります。

◆不動産の価格

不動産の購入価格や建築工事費とは関係なく、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格によります。

家屋を新築、増築などしたときは固定資産評価基準により価格を決定します。

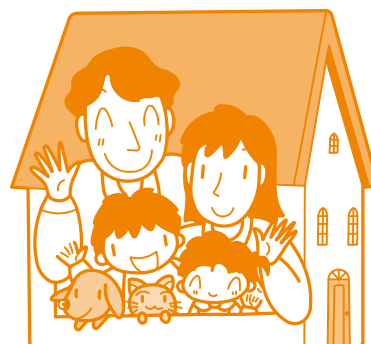
◆免税点

課税標準となるべき額が次の金額に満たないときは課税されません。

土地の取得		10万円
家屋	新築・増築・改築による取得	23万円
	売買・交換・贈与などによる取得	12万円

◆非課税

- 相続による不動産の取得
- 法人の合併または分割による不動産の取得
- 土地改良事業、土地区画整理事業での換地の取得
- 公共の用に供する道路などのための土地の取得



◆申告と納税

不動産を取得した日から60日以内に、その不動産の所在地を管轄する東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）、西部総合県民局（企画振興部）（60ページ）又は市町村へ申告します。この申告などに基づいて調査し価格を決定します。東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）から送付される納税通知書により、定められた期限までに納めます。

◆納税の猶予

住宅用の土地の取得者が、その土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を新築する予定があるときや、1年以内に中古住宅を取得する予定のときなどは、申告すれば一定の額が徴収猶予されます。

詳しくは最寄りの東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）（60ページ）へおたずねください。

◆主な軽減措置

◎住宅を取得したときの軽減

次のA又はBに該当する住宅を取得したときは、価格から控除額を差し引いた後の額が課税標準額となります。また、Cに該当する住宅を取得したときは、税額から一定額が減額されます。

軽減の対象となる住宅等の要件	軽減内容	
A. 住宅の建築（新・増・改築）又は新築未使用住宅の購入 1戸当たりの床面積（注1）が50㎡～240㎡（賃貸共同住宅の場合は40㎡～240㎡）（ 特例適用住宅 といいます。）であること	住宅の種類	価格から控除される限度額
	①下記②以外の住宅	1,200万円
	②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅（平成21年6月4日から平成28年3月31日までの間に取得した場合に限り。）	1,300万円
B. 耐震基準適合既存住宅の取得 中古住宅で、床面積が50㎡～240㎡であり、次のいずれかの要件に該当するもの（ 耐震基準適合既存住宅 といいます。）を個人が自己の居住用に取得したとき ①昭和57年1月1日以後に新築されたものである ②昭和57年1月1日以前に新築されたもので、新耐震基準を満たすことを証明（注2）されたものである（ ただし、住宅取得前2年以内に耐震基準調査等が終了したものに限り。 ）	新築年月日	価格から控除される限度額
	S29.7.1～S38.12.31	100万円
	S39.1.1～S47.12.31	150万円
	S48.1.1～S50.12.31	230万円
	S51.1.1～S56.6.30	350万円
	S56.7.1～S60.6.30	420万円
	S60.7.1～H元.3.31	450万円
	H元.4.1～H9.3.31	1,000万円
H9.4.1～	1,200万円	
C. 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得後、改修工事を行った上で個人へ譲渡 宅地建物取引業者が平成27年4月1日から平成29年3月31日までに、新築日から10年以上経過した中古住宅（ 改修工事対象住宅 といいます）を取得し、取得後2年以内に、次に掲げる全ての要件を満たしたとき ①一定の改修工事（注3）を行うこと ②改修後の床面積が50㎡～240㎡であること ③次のいずれかに該当すること （a）昭和57年1月1日以後に新築されたもの （b）昭和57年1月1日以前に新築されたもので、改修後、新耐震基準を満たすことが証明されたもの ④改修後、個人へ譲渡し、当該個人の居住の用に供されること ※この要件を満たす住宅の敷地を取得した場合、次ページの「住宅用土地を取得したときの軽減」の適用はありません。	新築年月日	税額から減額される限度額
	S29.7.1～S38.12.31	3万円
	S39.1.1～S47.12.31	4万5千円
	S48.1.1～S50.12.31	6万9千円
	S51.1.1～S56.6.30	10万5千円
	S56.7.1～S60.6.30	12万6千円
	S60.7.1～H元.3.31	13万5千円
	H元.4.1～H9.3.31	30万円
H9.4.1～	36万円	

（注1）増・改築の場合は、増・改築後の住宅全体の床面積によります。

（注2）証明を行うことができる者（市町村長、建築士等）、証明書の様式についての詳細は東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）又は西部総合県民局（企画振興部）（60ページ）までお問い合わせください。

（注3）一定の改修工事とは、安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で地方税法施行令附則第9条の3第1項で定めるものです。

（注4）Bの①又は②の要件に該当しない場合であっても、中古住宅を取得し、入居前（取得日から6か月以内）に新耐震基準に適合するための改修を実施し、一定の要件を満たした場合には軽減措置があります。詳細については、東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（経営企画部）、西部総合県民局（企画振興部）までお問い合わせください。

◎住宅用土地を取得したときの軽減

次の住宅用土地を取得したときは、税額の全部又は一部が減額されます。

取得時期の要件	取得者の要件	税額から減額される限度額
<p>①土地を取得した日から3年以内、又は取得した日の前1年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築したとき。</p> <p>(共同住宅等で、独立的に区画された特例適用部分が百以上ある場合については、土地の取得の日から3年以内に新築することが困難と認められる場合に限り、4年以内に新築したとき。)</p>	<p>次のいずれかを満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地を取得してから特例適用住宅が新築されるまで土地を継続所有していること。この場合に限り誰が新築したかは問いません。 ・土地を取得した日の前1年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合は、土地と住宅の取得者が同一であること。 ・特例適用住宅が新築される前に土地を譲渡している場合は、あなたから土地を譲り受けた人が住宅を新築していること。 	<p>次のうちどちらか多い方の額</p> <p>①4万5千円</p> <p>②住宅の床面積の2倍(200㎡限度)に相当する土地の価格の1/2に3%を乗じた額</p>
<p>②特例適用住宅の要件に該当する新築未使用の土地付建売住宅(分譲マンションを含みます。)を、新築後1年以内に取得したとき。</p>	<p>土地と住宅の取得者が同一であること。</p>	
<p>③個人が土地を取得した日から1年以内、又は取得した日の前1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等(新築から1年を超える未使用の特例適用住宅を含みます。)を自己の居住用に取得したとき。</p>		

※共有による取得で、土地の取得者と住宅の取得者が一部異なる場合は、その持分に応じた額が減額の対象となる場合があります。

※特例適用住宅及び耐震基準適合既存住宅とは、前ページの表中A又はBの要件を満たすものをいいます。

※前ページの表中Cの要件を満たす住宅の敷地を取得した場合の軽減措置はありません。

◎その他の軽減

公共事業のために土地や家屋を譲渡し、それに代わる土地や家屋を一定の期間内に取得した場合などについても軽減措置があります。

軽減措置を受けるためには、事実を証する書類を添えて、申告することが必要です。詳しいことは、最寄りの東部県税局(徳島庁舎、吉野川庁舎)、南部総合県民局(経営企画部)又は西部総合県民局(企画振興部)(60ページ)へおたずねください。